

学 生 各 位

学生支援課奨学支援係

**令和3年8月11日からの大雨による災害に係る  
災害救助法適用地域の世帯の学生に対する日本学生支援機構  
給付奨学金(家計急変)・緊急(無利子)・応急(有利子)採用について**

下記に該当する者で申し込みを希望する者は、学生支援課奨学支援係(6番窓口)まで来てください。

**記**

**【 対 象 地 域 】**

広島県:安芸高田市、山県郡北広島町、三次市、広島市(全区)

佐賀県:武雄市、嬉野市、杵島郡大町町

福岡県:久留米市、八女市、みやま市

島根県:江津市、邑智郡川本町、邑智郡美郷町

長野県:岡谷市、諏訪市、上伊那郡辰野町、木曾郡上松町、木曾郡大滝村  
木曾郡木曾町

長崎県:雲仙市、南島原市

※ 災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等の災害に遭った場合についても、適用地域に準じて取り扱います。

※ 被災(罹災)証明書の提出が必要となります。

**【 対 象 者 】**

上記地域で罹災し、直接的な被害(自宅被害等)を被った世帯の学生  
主たる家計支持者が同地域に勤務し、勤務先が被災した世帯の学生